

役員等の費用弁償規程

社会福祉法人 中名福祉会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中名福祉会の役員等の費用の弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員等が理事会、その他の会議に出席するときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は次のとおりとする。

1回につき

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 理事会、評議員会 等 | 5,000円 |
| (2) 監 査 | 5,000円 |
| (3) 監 査 報 告 | 5,000円 |
| (4) 市 の 監 査 日 | 5,000円 |

(準 用)

第3条 この規程に定めていない事項については、施設に定める旅費規則を準用することとし、車賃等については施設長の額と同等の取扱いとする。

附 則

この規程は平成1年9月1日から適用する。

この規程は平成2年9月1日から一部改正し適用。

この規程は平成5年1月31日一部改正し、4月1日より適用。

この規程は平成29年3月18日改正し、4月1日より適用。